

# SELLAPPセミナー 「企業と環境法」の紹介

上智大学法学部准教授 越智敏裕

廃棄物処理から気候変動への対応に至るまで、環境保全において企業が果たすべき役割は極めて大きい。企業に環境法令を遵守させ、さらには積極的な環境配慮行動に誘導するにはどうすればよいだろうか。環境規制における法令遵守、法的リスク管理、エコラベル、CSR、環境報告書など企業環境法務の現状と課題を、広く企業の立場に立つて議論しようと試みたのが、5月23日に上智大学で開催された上智大学法科（Sophia Environmental Law And Policy Program）の第5回セミナー「企業と環境法」であった。

本セミナーでは、基調報告として、まず、企業環境法の第一人者である吉川栄一（上智大学法学部教授）から「会社法と企業環境法－会社法上の環境情報の開示」と題する報告がなされた。同報告では、

現代において環境配慮を欠く事業運営が許されない以上、企業の環境配慮行動が必ずしも株主の利益に結びつかない場合があるとしていること、現在の企業における環境配慮の取組状況、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）の改正による環境報告の義務付けの可能性などが語られた。

その後、吉川教授及び小島弁護士に加え、CSR報告書の監査と作成に長年携わってこられた五所亜紀子富士フィルムホールディングス株式会社・総務部CSRグループ・担当課長に加わり頂き、パネル・ディスカッションを行った。筆者がコーディネーターを務めたディスカッションでは、まず五所氏から、同社のサステナビリティ・レポートについての具体的な解説があり、環境情報の開示とその意義が具体的に語られた。

次に、長年にわたり国際的視野に立ち日本企業と環境問題の関係を取り組んできた小島延夫弁護士から「弁護士と企業環境法」と題して、歴史的な足尾銅山と別子銅山における企業の公害対応の比

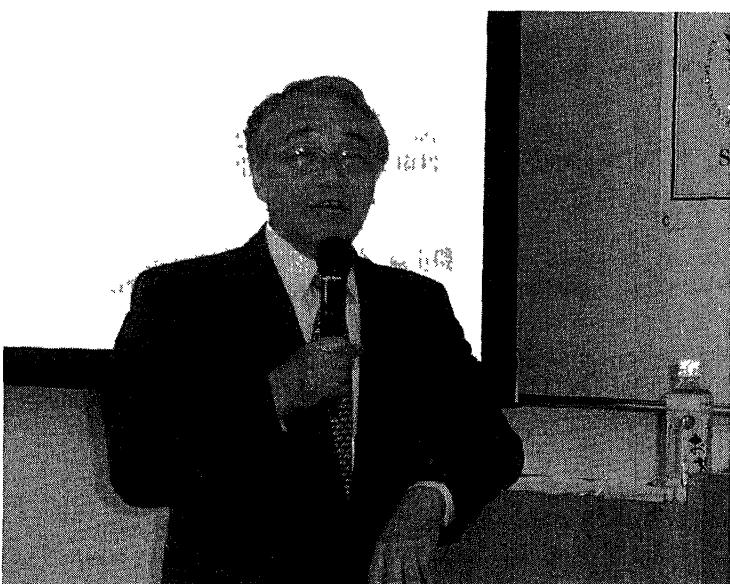
較、現代企業には環境配慮が不可欠であり企業存続の前提となつていること、現在の企業における環境配慮の取組状況、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）の改正による環境報告の義務付けの可能性などが語られた。そこで、どのように対応すべきかが討議された。例えば、環境情報の信頼性確保には環境報告の義務付けが有効なのか、ステークホルダーにどのように具体的に提示されるべきか、環境監査が果たして機能しているのか、地球温暖化対策の推進に関する法律や特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理制度の改善の促進に関する法律（PTR法）との関係、フリーライドを許し正直者が馬鹿を見るような制度にしないようにするにはどうすればよいか、といった点について意見が述べられた。

また、チッソ、雪印食品、不二家、

ミートホール、船場吉兆等の例を見るまでもなく、法令不遵守がもたらすリスクと社会的コストを考えれば、現代の企業にとってコンプライアンスが必要であることは自明であるとしても、それを超えて企業の社会的責任

Environmental Management System)は環境配慮に役立つてゐるか、企業による自主的取組みの可能性と限界(すなわち法規制と自主的取組のベストミックス)はどこかという問題について討議された。

最後に、企業行動を決するのは消費者であるが、企業にとっての消費者をテーマとして取り上げた。消費者の環境意識が十分なのか、環境管理システム(EMS,



▲吉川栄一教授の講演



▲小島延夫弁護士の講演

本セミナーでは、吉川教授から会社法上の環境情報の取り扱いについての基調講演があり、五所氏が環境報告書なしCSR報告書作成のエキスパートであったこと

のようにすればよいか、エコラベル、グリーン購入、エコファースト制度、エコファンデなどの可能性はあるか、さらに先般の古紙配合率偽装についてどのように考えればよいか、といった点について討議された。

本セミナーでは、吉川教授から会社法上の環境情報の取り扱いについての基調講演があり、五所氏が環境報告書なしCSR報告書作成のエキスパートであったことのようすであり、またそのような社会にするための法制度と自主的取組が必要とされていること、そして、企業の環境情報や環境報告もその取り扱い次第で、企業の環境配慮を促進する重要なツールとなりうることが確認されたように思われる。

本セミナーは主として法科大学院生を対象に、環境法により深く広い関心を持つてもらうことを目指していたが、十分にその目的を達成できたものと自負している。